一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年近畿地方整備局告示第百三十号阪神間都市計画道路事業三・五・八十五号園田西武庫線
三　事業施行期間　自平成十六年八月二日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年近畿地方整備局告示第百三十七号北部大阪都市計画道路事業三・三・二百五―四号豊中岸部線
三　事業施行期間　自平成二十五年五月七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年近畿地方整備局告示第百三十六号北部大阪都市計画道路事業三・四・二百三―九号豊中岸部線
三　事業施行期間　自平成二十五年五月七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十三号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月八日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線
道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字陸別西一線三〇七番二から同町字トマム北三線一番一〇まで	七三・六六～二〇〇・五六メートル	〇・三一〇キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道積丹郡積丹町大字美国町字小泊二九番四五から同町大字美国町字船澗九一番二まで	前	一七・〇一～四八・〇九メートル	〇・一八七キロメートル
	後	一六・九九～二六・五五	〇・一八七

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道古宇郡神恵内村大字赤石村字大森二〇三番一から同村大字赤石村三二番三まで	前	三〇・三四～一〇〇・三五メートル	〇・〇四四キロメートル
	後	三〇・三四～一〇〇・三五	〇・〇四四

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号及び二百七十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道寿都郡寿都町字矢追町七〇八番四地内	前	二二・〇四～二二・〇九メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	二二・〇四～三九・四九	〇・〇一六

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字陸別基線三一〇番一九から同町字陸別基線三一〇番六まで	前	二一・五一～二一・五五メートル	〇・〇四一キロメートル
	後	二一・五五～二〇八・一七	〇・〇四一

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部